

与党第5次提言及び「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂

東日本大震災 復興加速化のための第5次提言(与党第5次提言)

- 平成27年5月29日、与党東日本復興加速化本部が取りまとめ。政府へ提出。

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(福島復興指針)

- 平成27年6月12日、原子力災害対策本部決定及び閣議決定。

<抜粋>

3. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

(3) 営業損害・風評被害への賠償等に関する対応

特に集中的な自立支援施策の展開を行う2年間(注)において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開に対する協力を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、国は東京電力に対して指導を行う。【17頁】

(注)「特に集中的な自立支援施策の展開を行う2年間」の記載について

3. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

(中略)

このため、事業の再建、住民の方々の働く場所や生計を立てる手段を確保するための生業の再建、帰還後の生活の再構築に向けて、避難指示解除の更なる進展が見込まれ、住民の方々の帰還に向けた環境整備の必要性が強まる平成27年度・28年度の2年間において、特に、集中的に自立支援施策を展開する。これにより、事業・生業の再建、事業者等の自立等を可能とし、原子力災害により生じている損害の解消を図る。【13頁】